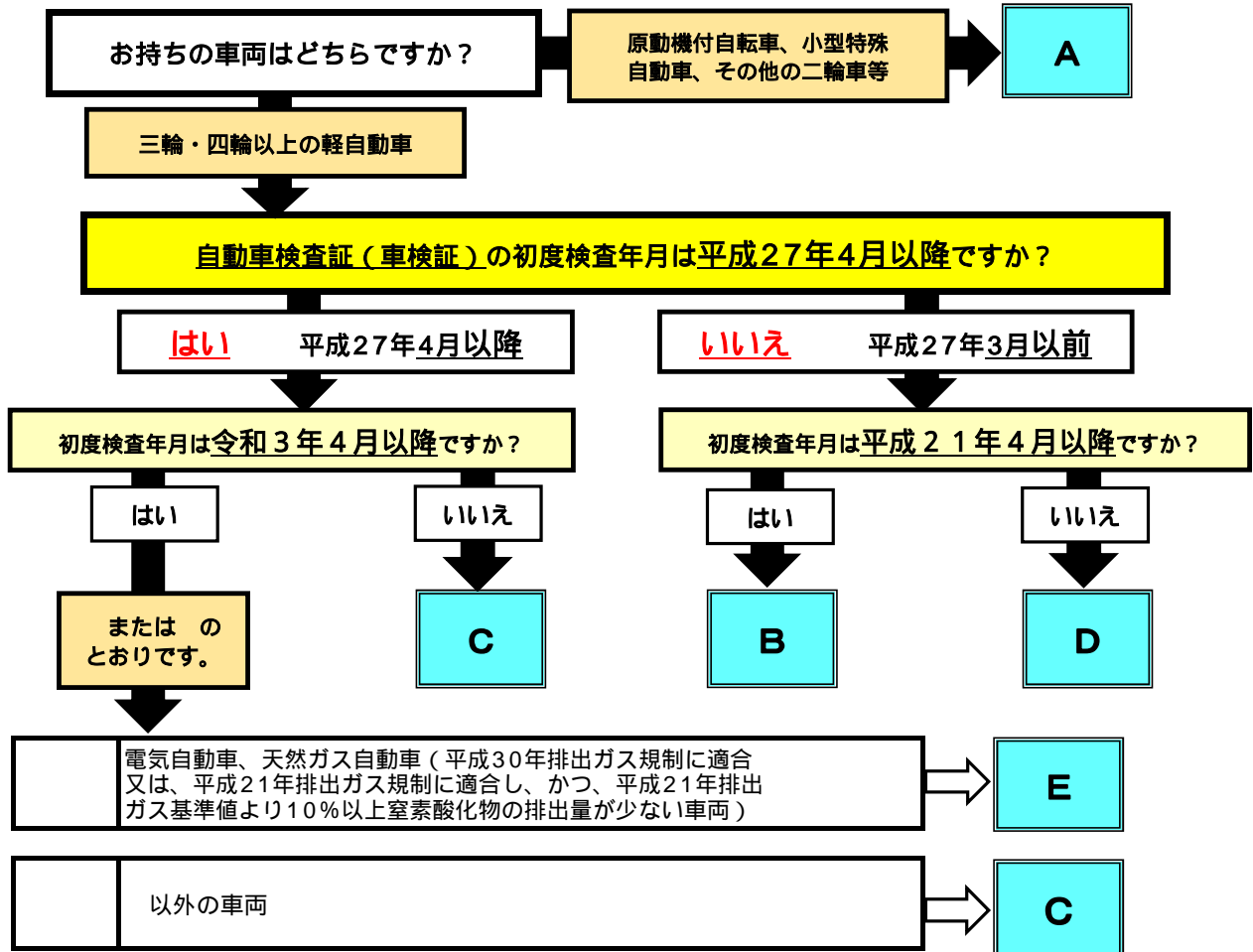


主なお持ちの車両の税率（税額）は、下記のフローチャートでご確認できます。



**A**

車種		(年税額)
原動機付自転車	第一種 (50cc以下)	2,000円
	第二種(乙) (50cc超～90cc以下)	2,000円
	第二種(甲) (90cc超～125cc以下)	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪車 (125cc超～250cc以下) (ボートトレーラー等の二輪の被けん引車含む)		3,600円
二輪の小型自動車 (250cc超)		6,000円

**B**

**C**

**D**

**E**

車種		税率	(旧税率)	(標準税率)	(重課税率)	(グリーン化特例)
軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円

令和4年度の軽自動車税種別割の納期限は **5月31日(火)** までです。

## よくあるご質問について

Q 1 課税の基準日はいつですか？

A 1 軽自動車税種別割は、4月1日現在、軽自動車やバイク等をお持ちの方に対して、1年分の税金を課税するものです。普通自動車税種別割とは異なり、月割で課税・還付する制度はありませんので、4月2日以降に名義変更及び廃車の手続をした場合は、その年度分の税金は納めていただくことになります。

Q 2 税額が7,200円(4,000円)から12,900円(6,000円)に上がったのはなぜですか？

A 2 グリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策）を進める観点から、初度検査年月(<sup>1</sup>)から13年を経過した軽四輪等（今年度は平成21年3月以前の車両が対象）は、標準税率に概ね20%税率が上乘せされる重課税率(<sup>2</sup>)が適用されています。

(1) 初度検査年月とは、その車が新車登録時に検査を受けた時の年月のことです。  
自動車検査証で確認ができます。

(2) 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は重課税率対象外です。

例

### 自動車検査証

番号	12345	令和 年 月 日			軽自動車検査協会		
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
所沢 580 あ 1234	令和 2年 10月1日	平成 27年 8月	軽自動車	乗用	自家用	箱型	

中古車で購入した場合も、自動車検査証の「初度検査年月」で判断するので、ご注意ください。

Q 3 ・それまで乗っていた軽自動車を3月に販売業者に引き取ってもらったのですが、今年度も旧車両分の納税通知書が届いたのはなぜですか？  
・3月に販売業者に依頼し標識番号を変えましたが、旧標識番号の納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 3 軽自動車税種別割は4月1日時点で判断するため、4月2日以降に手続を完了したことが考えられます。お手数ですが、依頼先の販売業者へ、手続が完了した日（車検証が変更された日等）を確認してください。

## 軽自動車税種別割の減免について

身体や精神に障害をお持ちの方や、その方と同一生計の方が使用される軽自動車等のうち、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税種別割を減免することができます。

減免申請される方は、納期限(5月31日(火))までに申請してください。

・納期限後の減免申請は受理できません。

・軽自動車税種別割は以前減免を受けた方も、毎年申請が必要です。

・該当要件や必要書類等については、5月1日号広報はんのう又は市役所のホームページ【軽自動車税種別割の減免申請について】をご確認ください。

【お問い合わせ】 飯能市役所 市民税課 電話:042-973-2111(内線121、122)

お問い合わせの際は、納税通知書をお手元に用意してからご連絡ください。

なお、納税通知書に記載してある通知番号が確認できない場合、ご回答できかねますので、ご了承ください。